

清水町立学校に学校支援委員を設置する条例（平成14年清水町条例第2号）を廃止する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p>清水町立学校に学校支援委員を設置する条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、清水町立学校（以下「町立学校」という。）に学校支援委員（以下「支援委員」という。）を設置することにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開して、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする。</p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条</u> それぞれの町立学校に支援委員を設置することができる。</p> <p><u>(職務)</u></p> <p><u>第3条</u> 支援委員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標・計画、教育活動の実施及び学校と地域の連携の進め方等、校長が行う学校運営に関し意見を述べるものとする。</p> <p><u>(定数)</u></p> <p><u>第4条</u> 支援委員の定数は、町立学校ごとに3名以内とする。</p> <p><u>(委嘱)</u></p> <p><u>第5条</u> 支援委員は、教育に関する理解及び識見を持つ保護者及び地域住民の中から校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p>

改正後	改正前
	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第6条 支援委員の任期は、2年とする。ただし、支援委員が欠けた場合における補欠の支援委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 支援委員は、再任されることができる。ただし、再任は1度限りとする。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、支援委員に特別の事情が生じた場合には、当該任期中であっても、これを解職することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第7条 この条例に定めるもののほか、支援委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。